

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 舞洲スラッジセンター5号汚泥溶融炉修復工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械(株)	8,580,000	令和4年4月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株)	330,000,000	令和4年5月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
3	令和4年度 瓜破斎場燃焼用ターボブロワ修繕	09D:機械器具設置工事	平野区	村瀬炉工業(株)	5,940,000	令和4年5月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	広田保育所屋上防水改修工事	02A:建築工事	浪速区	五陽産業(株)	1,210,000	令和4年5月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K9	
5	令和4年度大阪市役所本庁舎中央監視設備修繕	10:電気通信工事	北区	協和テクノロジズ(株)	60,497,800	令和4年5月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	大正鋼材上屋ハンガードア修繕	14L:建具工事	大正区	東洋シャッター(株)	3,872,000	令和4年5月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	令和4年度 大阪市役所本庁舎空気調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	新晃アトモス(株)	6,490,000	令和4年6月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	令和4年度 中浜下水処理場監視制御設備機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区	(株)明電舎	19,140,000	令和4年6月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	長柄東第2住宅(1号館)外5住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	北 此花 西淀川 平野 鶴見	三精テクノロジーズ(株)	419,100,000	令和4年6月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	令和4年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	480,700,000	令和4年6月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	焼野住宅(2号館)外2住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	鶴見 西成	日本オーチス・エレベータ(株)	84,480,000	令和4年6月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	大和田第3住宅(6号館)外3住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	西淀川 住吉 平野	日本エレベーター製造(株)	100,980,000	令和4年6月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
13	大阪市北区役所交流無停電電源装置修繕	04:電気工事	北区	(株)三社ソリューションサービス	1,309,000	令和4年6月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	小林斎場ガス吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	大正区	テクノ矢崎(株)	10,450,000	令和4年6月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
15	令和4年度 大阪市役所本庁舎空冷式ヒートポンプチラー修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	日立グローバルライフソリューションズ(株)	7,810,000	令和4年6月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	西栄住宅(1号館)外5住宅昇降機設備 改修工事	09A:昇降機設置工 事	浪速 西成 平野	フジテック(株)	160,600,000	令和4年6月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	令和4年度大阪市役所本庁舎屋外灯修 繕	04:電気工事	北区	大光電機(株)	2,833,600	令和4年6月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	大阪市立鶴見区民センター吸収冷温水 機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	鶴見区	川重冷熱工業(株)	6,600,000	令和4年6月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	大阪市阿波座センタービル(デジタル統 括室専用部分)昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	西区	(株)日立ビルシステム	40,700,000	令和4年6月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	咲洲キャナルNo.2雨水排水ポンプ修繕	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株)日立インダストリ アルプロダクツ	18,150,000	令和4年6月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	D-3号上屋シャッター修繕	14L:建具工事	住之江区	三和シャッター工業 (株)	3,861,000	令和4年6月21日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融 炉計装設備修繕	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株)日立産機テクノ サービス	17,600,000	令和4年6月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	稲荷住宅(1号館)外1住宅昇降機設備 改修工事	09A:昇降機設置工 事	浪速 平野	三菱電機ビルソリュー ションズ(株)	54,780,000	令和4年6月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

令和4年度 舞洲スラッジセンター5号汚泥溶融炉修復工事

### 2 契約相手方

月島機械株式会社

### 3 随意契約理由

今回工事を行う汚泥溶融炉は、当センターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設である。

現在、5号汚泥溶融炉において、耐火材が局所的に著しく溶損し、運転を続けるとホットスポット現象が起こることが確認され、適切な溶融処理が行えない状況になっている。

現在、全5炉のうち2号炉、4号炉は令和4年6月に計画年間運転日数の150日に到達するため、安全管理上、炉内整備のため停止せざるを得ない状況となる。

そのため、この5号汚泥溶融炉を6月までに稼働できる状態にしなければ、当センター全体の処理能力が不足し、汚泥の受け入れができないことで送泥元の下水処理場の運転に重大な影響を与えることから、早急に修復する必要がある。

本溶融炉は、月島機械株式会社が設計製作したものであり、耐火材の補修には、同社のみが保有する技術が必要であるだけでなく、修復後の一貫した責任と性能についての保証を持たせるため、上記業者に随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：6460-2830)

## 随 意 契 約 理 由 書

1 工事名称 令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方 日揮（株）

3 随意契約理由

平野下水処理場汚泥溶融炉設備は、下水処理過程で発生する汚泥を溶融処理(スラグ化)し汚泥減量するための設備である。

本工事は、汚泥ケーキ乾燥機や溶融炉等の構成機器が劣化・損傷し汚泥処理に支障をきたしているため汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

本設備は日揮（株）の独自技術により設計施工したものであり、その技術及び特許権などは当該施工会社が有している。本工事にあたっては下水道事業の性質上、設備の停止期間が限定されるために短期間で工事を施工する必要があるため当該設備の構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、当該汚泥溶融炉設備を施工した上記業者以外は、整備工事施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが困難である。以上のことから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所設備課（電話番号 06-6686-5123）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 瓜破斎場燃焼用ターボブロワ修繕

2 契約の相手方

村瀬炉工業（株）

3 随意契約理由

本件は、瓜破斎場の火葬設備に設置されている燃焼用ターボブロワの動力部分並びにファンが故障し、火葬設備の性能が十分に発揮できなくなったため、修繕を行うものである。

本機器は、製造業者独自の技術により製造されたものであるため、修繕については、製造業者である（株）武藤電機のみが可能であり、製造業者以外では対応ができない。また、損傷した部品についても同社のみが供給可能である。

なお、本市の斎場に設置されている（株）武藤電機製の機器の修繕及び部品納入等の業務については、製造業者が村瀬炉工業（株）に移管しているため、村瀬炉工業（株）のみ履行可能である。

このような条件を満たすためには、当該設備の製造者以外では本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課（電話番号06-6630-3376）

## 緊急随意契約案件（防水工事）について

### 1 案件名称

広田保育所屋上防水改修工事

### 2 契約相手方

五陽産業（株）

### 3 緊急で対応したい理由

広田保育所は、1971年（昭和46年）建設の2階建の公立保育所である。

広田保育所2階2歳児保育室の天井から漏水が生じていると同保育所から報告があり、現地調査したところ、直上の屋上防水シートの劣化に伴い屋上に降り注いだ雨水が劣化部分より浸食し、躯体を伝い天井まで漏れてきたものであることが判明した。

防水シートの剥離部分に防水テープを貼り、ブルーシートで覆うなど応急措置を行ったが、多雨時に漏水を防ぐには不十分である。

また、今回、雨漏りが確認された個所以外にも屋上の防水シートの劣化が進んでいることが確認されており他の個所からも雨漏りが発生するおそれがある。

さらに、6月から夏にかけて梅雨、台風の到来による大雨が見込まれ、雨漏りによって屋上下から保育室間のコンクリート内部等、建物躯体の損傷が進行するおそれがあり、そうなると2歳児室以外の保育室への雨漏りにつながる。

また、天井に設置されているエアコンについて、直上の天井から雨漏りが発生した場合、エアコンからの漏電による火災のおそれや、エアコンの故障、直下の床濡れ箇所を児童が通行した場合の転倒の恐れや、雨漏りが発生した居室での保育が困難となるおそれがあることから、本格的な梅雨の時期になる前に緊急工事を行いたい。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

### 5 担当部署

こども青少年局保育施策部保育所運営課

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度大阪市役所本庁舎中央監視設備修繕

### 2 契約の相手方

協和テクノロジイズ (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している中央監視設備の経年劣化した部品を交換する修繕を行うものである。

本庁舎の中央監視設備は、日本電気 (株) が設計・施工を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。日本電気 (株) は、本設備の業務の取扱い全てをNECネットエスアイ (株) に事業継承し、NECネットエスアイ (株) は本設備の保守点検・整備・修繕業務を協和テクノロジイズ (株) に移管している。

以上のことから本修繕が行えるのは協和テクノロジイズ (株) のみであり、上記業者と特名随意契約を行うものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大正鋼材上屋ハンガードア修繕

## 2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

## 3 随意契約理由

本修繕は、大正鋼材上屋のハンガードアを修繕するものである。

本件については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するハンガードアの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7812



## 随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 大阪市役所本庁舎空気調和機修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、空気の温度・湿度・清浄度を調整する空気調和機の部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎の空気調和機は、新晃工業 (株) の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、新晃工業 (株) より空気調和設備ならびに機器の整備・保守更新工事にかかる取扱業務を移管されている新晃アトモス (株) のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06 - 6208 - 8197)

## 随意契約理由書

- 1 工事名称：令和4年度 中浜下水処理場監視制御設備機能追加工事
- 2 契約相手方：（株）明電舎
- 3 随意契約理由： 本工事は、中浜下水処理場の監視制御に必要となる装置等を既設監視制御設備に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）明電舎が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は、既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を製作できるのは既設施工業者のみである。

よって、（株）明電舎と契約締結するものである。
- 4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署： 建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

長柄東第2住宅(1号館)外5住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 工事名称

令和4年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

### 2 契約相手方

月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化され稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員であるメタウォーター（株）は日本碍子（株）、東芝（東芝インフラシステムズ（株））は（株）東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター  
(電話番号：06-6460-2830)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

焼野住宅(2号館)外2住宅昇降機設備改修工事

## 2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

## 3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大和田第3住宅(6号館)外3住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があるため、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市北区役所交流無停電電源装置修繕

2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

3. 随意契約理由

本装置は、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となった場合に、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先である庁内ネットワークのシステム機器へ安定的に供給するものであるが、内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

製作者である(株) 三社電機製作所は、機器修繕や保守点検についての業務を子会社である(株) 三社ソリューションサービスに移管している。

以上のことから本作業を実施することのできる業者は、(株) 三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

北区役所総務課 (06-6313-9941)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

小林斎場ガス吸収式冷温水機修繕

## 2 契約の相手方

テクノ矢崎 (株)

## 3 随意契約理由

本修繕は、小林斎場の空気調和機用熱源機器であるガス吸収式冷温水機が故障し、正常に動作をしなくなったことから、修繕を行うものである。

当該施設に設置されているガス吸収式冷温水機は矢崎資源 (株) (現: 矢崎エナジーシステム (株)) が独自の技術により設計・製造及び設置を行ったものであり、本修繕については当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性 (製造物責任) に対しても一貫して責任を持たせる必要がある。

今回の修繕を行えるのは、矢崎エナジーシステム (株) より保守メンテナンス・修繕や改修工事等のサービス業務を移管しているテクノ矢崎 (株) のみであるため上記業者と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号 06-6630-3374)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 大阪市役所本庁舎空冷式ヒートポンプチラー修繕

### 2 契約の相手方

日立グローバルライフソリューションズ (株)

### 3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、冷暖房するための冷温水をつくる空冷式ヒートポンプチラーの部品が経年劣化しているため、交換を行い性能の回復を行うものである。

本庁舎の空冷式ヒートポンプチラーは、日立アプライアンス (株) が製造したものであり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、日立アプライアンス (株) と日立コンシューマ・マーケティング (株) が合併し設立した日立グローバルライフソリューションズ (株) のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06 - 6208 - 8197)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

西栄住宅(1号館)外5住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

フジテック(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市役所本庁舎屋外灯修繕

2 契約の相手方

大光電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している屋外灯が老朽化しているため部品の取替えを行うものである。

本庁舎の屋外灯は、大光電機（株）が設計・施工を行っており、メーカー独自の技術により設計・製作した会社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が行える大光電機（株）を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立鶴見区民センター吸収冷温水機修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、鶴見複合施設（鶴見区民センター及び鶴見図書館）における建物の空調設備（吸収冷温水機）の運転盤及び真空部品の修繕を行うものである。

当該設備については、竣工当時から交換を行っておらず、運転盤の推奨交換サイクル（7～8年）、真空部品の推奨交換サイクル（3～5年）を大幅に超えており、万が一故障が発生した場合は、複合施設の利用者に大きく影響を及ぼすこととなるため、早急に修繕を行う必要がある。

当該設備は、川重冷熱工業（株）が製造・施工したもので、修繕にあたっては、製造者のみが有する当該設備の機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。また、当該修繕を行う部分は、既存部分と密接不可分の関係にあることから、川重冷熱工業（株）以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、川重冷熱工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当

大阪市鶴見区役所 市民協働課 06-6915-9166

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市阿波座センタービル（デジタル統括室専用部分）昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

（株）日立ビルシステム

### 3 随意契約理由

本工事は、（株）日立ビルシステムの製作・施工により、大阪市阿波座センタービルに設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は、既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては（株）日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、製造者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、施工後の機能について一貫して責任を持たせる必要がある。以上のことから、本設備の製造者（株）日立ビルシステムしか施工し得ないことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

デジタル統括室基盤担当（電話番号 06-6543-7117）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

咲洲キャナル No. 2 雨水排水ポンプ修繕

### 2 契約の相手方

(株)日立インダストリアルプロダクツ

### 3 随意契約理由

本修繕は、咲洲キャナル北地区雨水ポンプ場に設置されている排水ポンプの分解整備を行い、主要部品の交換並びに運転試験を実施して性能確認を行うものである。

本修繕の対象となる排水ポンプは、雨水等の流入により変動する咲洲キャナルの水位を適正に保つための排水設備である。当該ポンプが故障すると、咲洲キャナルの水位が上昇し、併設しているプロムナードが冠水することにより、市民利用や隣接用地の利用に支障をきたす恐れがある。

当該ポンプ設備は、製作会社により設計・製作されたもので、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要であり、同一規格で品質管理が十分に行われた純正部品で取替えることが機器の性能を発揮するうえで必要不可欠である。また、分解整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

上記業者は、本設備の製作会社である株式会社日立製作所から産業機器事業を吸収分割した会社であることから本修繕の施工能力を満たす唯一の業者である。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

1 案件名称

D-3号上屋シャッター修繕

2 契約の相手方

三和シャッター工業株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、D-3号上屋のシャッターを修繕するものである。

本件については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和4年度 平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

### 3 随意契約理由

今回修繕する平野下水処理場汚泥溶融炉計装設備は、汚泥溶融炉施設の運転に重要な役割を持つ設備であるが、各計装機器の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替え修繕するものである。

本設備は、(株) 日立製作所が設計製作したもので、計装設備としてのループ回路が一貫して構築されているものであり、修繕に当たっては製作当初の設計に基づき既設回路との整合を保てるよう部品の取り替えを行い、設備の性能を継続維持させなければならず、取替部品の選定も他社で行うことができない。

また、当該設備に係る図面・計算書等の情報は製作会社固有の技術的財産として保護されていることに加え、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは不可能であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、当初設計製作した(株) 日立製作所の計装設備部門は事業統合等により現在(株) 日立ハイテクソリューションズとなっており、同社は計装設備の点検・修繕・部品納入を(株) 日立産機テクノサービスに業務移管している。

以上のことから、本修繕ができる業者は製作会社からアフターサービス業務を移管されている上記業者のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6686-5123)



## 随意契約理由書

### 1 案件名称

稲荷住宅(1号館)外1住宅昇降機設備改修工事

### 2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

### 3 随意契約理由

本工事は、三菱電機(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルソリューションズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である、三菱電機(株)から昇降機設備製造、据付、保守及び修理等を委譲した三菱電機ビルソリューションズ(株)と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)